

波佐見町地場產品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原材料費の価格高騰により、事業活動に影響を受けている本町の地場產品である陶磁器及び日本酒の製造事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(支援金名称及び交付対象事業者)

第2条 支援金の名称及び交付対象事業者は、それぞれ次の表に掲げるとおりとし、次の各号に掲げる全てに該当する事業者とする。

支援金名称	交付対象事業者
陶土価格高騰緊急対策支援金	波佐見町内に事業所を有し、又は本町陶磁器関連組合に所属し、かつ陶土を購入した陶磁器生地製造業者、陶磁器製造事業者、陶磁器商社又は石こう型製造事業者。なお、本町陶磁器関連組合は、長崎県生地製造工業協同組合、波佐見陶磁器工業協同組合及び長崎県陶磁器卸商業協同組合をいう。
酒米価格高騰緊急対策支援金	波佐見町内に事業所を有し、令和7年度中に酒米を購入した日本酒製造事業者。

- (1) 継続的に事業を行っていることが認められ、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思がある事業者であること。ただし、新たに創業した事業者はこの限りではない。
- (2) 第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金を申請しない事業者であること。
- (3) 町税等を滞納していない事業者又は納税相談を行っている事業者であること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者であること。

(支援対象経費及び支援金額)

第3条 支援金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」とい

う。) は、次の表に定めるとおりとする。

支援金名称	支援対象経費	支援金額
陶土価格高騰緊急対策支援金	令和7年8月から令和8年12月の間に陶磁器生地製造事業のために購入した陶土の購入費用。ただし、消費税、送料及び手数料等は除く。	左欄の購入費について、100分の25の割合で値上げがあったものとして算出した額（この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
酒米価格高騰緊急対策支援金	令和7年度中に日本酒製造事業のために購入した酒米の購入費用。ただし、消費税、送料及び手数料等は除く。	左欄の購入単価と前年産の購入単価から算出された単価差額(値上額)に左欄の購入数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額。（この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）ただし、2,000千円を上限とする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、次の表に定めるとおり申請書類を町長に提出しなければならない。

支援金名称	申請書類
陶土価格高騰緊急対策支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金交付申請書（様式第1号の1） ・事業が行われていることが確認できる書類 ・陶土購入額及び数量が確認できる書類 ・その他町長が必要と認める書類
酒米価格高騰緊急対策支援金	<ul style="list-style-type: none"> ・波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金交付申請書（様式第1号の2） ・事業が行われていることが確認できる書類 ・酒米購入額及び数量が確認できる書類 ・前年産の購入単価が確認できる書類 ・その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の申請期間は令和8年1月26日から令和9年2月5日までとする。ただし、郵送申請の場合は、申請期間内に到着しなければならないものとする。
- 3 この要綱に定めるもののほか、申請期間中における受付対象期間及び受付期間の細分に関しては、町長が別に定める。

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 町長は前項の審査により交付の決定を行ったときは、波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書（様式第2号の1）又は波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書（様式第2号の2）により申請者へ通知する。また、不交付の決定を行った場合は、波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書（様式第3号の1）又は波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書（様式第3号の2）により申請者へ通知する。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第6条 町長は、申請者が次の各号に該当する場合には、前条に規定する支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支援金の交付申請において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき。
- (2) 前号のほか、町長が支援金の交付について不適当と認めるとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月26日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、

第6条の規定は、この告示の失効後もなお効力を有する。

年　月　日

波佐見町長 様

波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金交付申請書

波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者情報

事業者住所	〒 一		
事業所所在地	〒 一	<input type="checkbox"/> 上欄と同じ	
事業者名 (又は屋号)		(役職名) 代表者名	()
主たる業種	生地製造業・陶磁器製造業・陶磁器商社・その他()		
申請担当者	日中の連絡先	— —	

2. 支援金額

	申請額等	説明
① 申請年月	年 月分	支援金の対象となる経費 R7.8～R8.12に生地製造事業のために購入した陶土購入費用(消費税、送料及び手数料等は除く)
② 交付対象経費	円	
③ 支援金額	円	支援金の計算方法 ② × 25/125 = ③ ※千円未満切捨て

3. 振込先

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 組合	支店名		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座							
					口座番号								
フリガナ													
口座名義		(※申請者と同一名義に限る)											

必要書類等

- 裏面の「誓約書兼同意書」の記入
- 事業が行われていることが確認できる書類の写し
- 陶土購入額及び数量が確認できる書類の写し
- 振込先が確認できる書類の写し

様式第1号の1（第4条関係）

(裏面)

誓約書兼同意書

次の項目を確認しました。

- 1 交付申請書及び添付書類について偽りがありません。
- 2 申請時点において事業活動を行っており、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 3 町税等を滞納していません。又は納税相談を行っています。
- 4 申請内容確認のため、店舗等への立入検査を行う場合があることについて同意します。
- 5 申請内容確認のため、報告を求められた場合速やかに応じます。
- 6 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の返還に応じます。
- 7 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者ではありません。

次の項目を確認しました。

- 8 第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金を申請しておらず、今後も申請しません。

波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金の交付申請にあたり、上記の項目の全てに誓約・同意します。（□に✓を記入すること。）

年　　月　　日

事業者名
(屋号)

役職名

代表者名

様式第1号の2（第4条関係）

（表面）

年　月　日

波佐見町長 様

波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金交付申請書

波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者情報

事業者住所	〒 一		
事業所住所	〒 一 <input type="checkbox"/> 上欄と同じ		
事業者名 (又は屋号)			(役職名) 代表者名 ()
申請担当者		日中の連絡先	— —

2. 支援金額

① 申請年産 単価	② 前年産 単価	③ 単価差額 (①-②)	④ 申請年産 購入数量	⑤ 値上額 (③×④)	⑥ 交付金計算 (⑤×1/2)
(年産)	(年産)		(年産)		
(年産)	(年産)		(年産)		
【説明】 令和7年度中に日本酒製造事業のために購入した酒米の購入費用 の前年産からの値上額の1/2。ただし、消費税、送料及び手数料 等は除く。(1,000円未満切捨て、2,000千円上限。)				<input type="checkbox"/> ⑥の合計 <input type="checkbox"/> 交付金額	

3. 振込先

金融 機関名	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 組合	支店名		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
				口座番号							
フリガナ											
口座名義		(※申請者と同一名義に限る)									

必要書類等

- 裏面の「誓約書兼同意書」の記入
- 事業が行われていることが確認できる書類の写し
- 酒米購入額及び数量等が確認できる書類の写し
- 前年産の酒米単価が確認できる書類の写し

振込先が確認できる書類の写し
様式第1号の2（第4条関係）

(裏面)

誓約書兼同意書

次の項目を確認しました。

- 1 交付申請書及び添付書類について偽りがありません。
- 2 申請時点において事業活動を行っており、支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- 3 町税等を滞納していません。又は納税相談を行っています。
- 4 申請内容確認のため、店舗等への立入検査を行う場合があることについて同意します。
- 5 申請内容確認のため、報告を求められた場合速やかに応じます。
- 6 申請内容に虚偽が認められた場合、支援金の返還に応じます。
- 7 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業者ではありません。

次の項目を確認しました。

- 8 第3期波佐見町燃料費等高騰対策支援金を申請しません。

波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金の交付申請にあたり、上記の項目の全てに誓約・同意します。（□に✓を記入すること。）

年　　月　　日

事業者名
(又は屋号)

役職名

代表者名

様式第2号の1（第5条関係）

年　月　日

事業者住所

事業者名

代表者名

波佐見町長

波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金の交付について、波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定内容

事 業 者 名	
交 付 対 象 年 月	
交 付 金 額	
振込先情報	金融機関名
	支 店 名
	口座番号等
	口 座 名 義
振 返 日	

様式第2号の2（第5条関係）

年　月　日

事業者住所

事業者名

代表者名

波佐見町長

波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書

年　月　日付けで申請のあった波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金の交付について、波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定内容

事業者名	
交付金額	
振込先情報	金融機関名
	支店名
	口座番号等
	口座名義
振込日	

様式第3号の1（第5条関係）

年　月　日

事業者住所

事業者名

代表者名

波佐見町長

波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書

年　月　日付けて申請があった波佐見町陶土価格高騰緊急対策支援金の交付について、波佐見町地場產品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第5条に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付と決定した理由

様式第3号の2（第5条関係）

年　月　日

事業者住所

事業者名

代表者名

波佐見町長

波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金不交付決定通知書

年　月　日付で申請があった波佐見町酒米価格高騰緊急対策支援金の交付について、波佐見町地場産品原材料価格高騰緊急対策支援金交付要綱第5条に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付と決定した理由